

# 民生委員・児童委員は

このまちに

笑顔を広げます。



身近な相談相手、見守り役として  
地域の安全・安心を支えています。



民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できるよう、定期的な訪問を通じた見守りや相談への対応、高齢者や子育て家庭の集いの場としてのサロンの運営など、さまざまな活動を行っています。

ひとりで悩まず相談してください。  
民生委員・児童委員には  
法による守秘義務があります。

